

資 料

- 関係法令
- 検査事務の分掌

● 関係法令

1 日本国憲法(抄)

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

2 会計検査院法(昭和22年法律第73号) 最終改正 令和4年法律第68号

第1章 組織

第1節 総則

第1条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

第2条 会計検査院は、3人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第3条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第2節 検査官

第4条 検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。

② 検査官の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会が閉会中であるため又は衆議院の解散のために両議院の同意を経ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を経ないで、検査官を任命することができる。

③ 前項の場合においては、任命の後最初に召集される国会において、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、その検査官は、当然退官する。

④ 検査官の任免は、天皇がこれを認証する。

⑤ 検査官の給与は、別に法律で定める。

第5条 検査官の任期は、7年とし、1回に限り再任されることができる。

② 検査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間在任する。

③ 検査官は、満65才に達したときは、退官する。

注 令和3年法律第61号により改正され、令和5年4月1日から施行

第5条第1項中「7年」を「5年」に改め、同条第3項中「満65才」を「満70歳」に改める。

第6条 検査官は、他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定され、又は職務上の義務に違反する事実があると決定された場合において、両議院の議決があつたときは、退官する。

第7条 検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。

注 令和4年法律第68号により改正され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第7条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第8条 検査官は、第4条第3項後段及び前2条の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。

第9条 検査官は、他の官を兼ね、又は国会議員、若しくは地方公共団体の職員若しくは議会の議員となることできない。

第3節 検査官会議

第10条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第11条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。

- (1) 第38条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃
- (2) 第29条の規定による検査報告
- (2)の2 第30条の2の規定による報告
- (3) 第23条の規定による検査を受けるものの決定
- (4) 第24条の規定による計算証明に関する事項
- (5) 第31条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第13条第2項の規定並びに予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第6条第1項及び第4項の規定(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)による処分の要求に関する事項
- (6) 第32条(予算執行職員等の責任に関する法律第10条第3項及び同法第11条第2項において準用する場合を含む。)並びに予算執行職員等の責任に関する法律第4条第1項及び同法第5条(同法第8条第3項及び同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検定及び再検定
- (7) 第35条の規定による審査決定
- (8) 第36条の規定による意見の表示又は処置の要求
- (9) 第37条及び予算執行職員等の責任に関する法律第9条第5項の規定による意見の表示

第4節 事務総局

第12条 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

- ② 事務総局に官房及び左の5局を置く。

第1局

第2局

第3局

第4局

第5局

- ③ 官房及び各局の事務の分掌及び分課は、会計検査院規則の定めるところによる。

第13条 事務総局に、事務総長1人、事務総局次長1人、秘書官、事務官、技官その他所要の職員を置く。

第14条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長がこれを行う。

- ② 院長は、前項の権限を、検査官の合議で決するところにより、事務総長に委任することができる。

第15条 事務総長は、事務総局の局務を統理し、公文に署名する。

- ② 次長は、事務総長を補佐し、その欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。

第16条 各局に、局長を置く。

- ② 局長は、事務総長の命を受け、局務を掌理する。

第17条 秘書官は、検査官の命を受けて、機密に関する事務に従事する。

- ② 事務官は、上官の指揮を受け、庶務、検査又は審査の事務に従事する。

第18条 技官は、上官の指揮を受け、技術に従事する。

第19条 会計検査院は、会計検査院規則の定めるところにより事務総局の支局を置くことができる。

第5節 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

第19条の2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第19条第1項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第1項の規定による院長の諮問に応じ審査請求について調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。

- ② 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会は、委員3人をもって組織する。

- ③ 委員は、非常勤とする。

第19条の3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。

- ② 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- ③ 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- ④ 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑤ 委員は、再任されることができる。
- ⑥ 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- ⑦ 院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- ⑧ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- ⑨ 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- ⑩ 委員の給与は、別に法律で定める。

第19条の4 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第3章の規定は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続について準用する。この場合において、同章の規定中「審査会」とあるのは、「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

第19条の5 第19条の3第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

注 令和4年法律第68号により改正され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
第19条の5中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第19条の6 第19条の2から前条までに定めるもののほか、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に関し必要な事項は、会計検査院規則で定める。

第2章 権限

第1節 総則

第20条 会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

- ② 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。
- ③ 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第21条 会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

第2節 検査の範囲

第22条 会計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。

- (1) 国の毎月の収入支出
- (2) 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- (3) 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- (4) 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- (5) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- (6) 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

第23条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- (1) 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
 - (2) 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
 - (3) 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
 - (4) 国が資本金の一部を出資しているものの会計
 - (5) 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
 - (6) 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
 - (7) 国若しくは前条第5号に規定する法人(以下この号において「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計
- ② 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第3節 検査の方法

第24条 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして会計検査院規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)及び証拠書類(当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を、会計検査院に提出しなければならない。

② 国が所有し又は保管する現金、物品及び有価証券の受払いについては、前項の計算書及び証拠書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を会計検査院に提出することができる。

第25条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第26条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

第27条 会計検査院の検査を受ける会計経理に関し左の事実があるときは、本属長官又は監督官庁その他これに準ずる責任のある者は、直ちに、その旨を会計検査院に報告しなければならない。

- (1) 会計に関係のある犯罪が発覚したとき
- (2) 現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したとき

第28条 会計検査院は、検査上の必要により、官庁、公共団体その他の者に対し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる。

第4節 検査報告

第29条 日本国憲法第90条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

- (1) 国の収入支出の決算の確認
- (2) 国の収入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不適合の有無
- (3) 検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項の有無
- (4) 予備費の支出で国会の承諾をうける手続を採らなかつたものの有無
- (5) 第31条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第13条第2項並びに予算執行職員等の責任に関する法

律第6条第1項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果

- (6) 第32条(予算執行職員等の責任に関する法律第10条第3項及び同法第11条第2項において準用する場合を含む。)並びに予算執行職員等の責任に関する法律第4条第1項及び同法第5条(同法第8条第3項及び同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検定及び再検定
- (7) 第34条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果
- (8) 第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

第30条 会計検査院は、前条の検査報告に関し、国会に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面でこれを説明することができる。

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第5節 会計事務職員の責任

第31条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。

② 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第26条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。

第32条 会計検査院は、出納職員が現金を亡失したときは、善良な管理者の注意を怠つたため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

② 会計検査院は、物品管理職員が物品管理法(昭和31年法律第113号)の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

③ 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、本属長官その他出納職員又は物品管理職員を監督する責任のある者は、前2項の検定に従つて弁償を命じなければならない。

④ 第1項又は第2項の弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

⑤ 会計検査院は、第1項又は第2項の規定により出納職員又は物品管理職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは5年間を限り再検定をすることができる。前2項の規定はこの場合に、これを準用する。

第33条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めるときは、その事件を検察庁に通告しなければならない。

第6節 雑則

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第35条 会計検査院は、国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱いに関し、利害関係人から審査の要求があつたときは、これを審査し、その結果是正を要するものがあると認めるときは、その判定を主務官庁その他の責任者に通知しなければならない。

② 主務官庁又は責任者は、前項の通知を受けたときは、その通知された判定に基づいて適当な措置を採らなければならない。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

第37条 会計検査院は、左の場合には予めその通知を受け、これに対し意見を表示することができる。

(1) 国の会計経理に関する法令を制定し又は改廃するとき

(2) 国の現金、物品及び有価証券の出納並びに簿記に関する規程を制定し又は改廃するとき

② 国の会計事務を処理する職員がその職務の執行に関し疑義のある事項につき会計検査院の意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。

第3章 会計検査院規則

第38条 この法律に定めるものの外、会計検査に関し必要な規則は、会計検査院がこれを定める。

3 財政法(昭和22年法律第34号)(抄)

第19条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

第39条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の11月30日までに会計検査院に送付しなければならない。

第40条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附する。

4 国会法(昭和22年法律第79号)(抄)

第105条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

5 国有財産法(昭和23年法律第73号)(抄)

(増減及び現在額報告書、総計算書)

第33条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額の報告書を作成し、翌年度7月31日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在額報告書に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額総計算書を第1項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度10月31日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第34条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産増減及び現在額総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、国有財産の増減及び現在額に関する説明書を添付する。

(無償貸付状況報告書、総計算書)

第36条 各省各庁の長は、毎会計年度末において第22条第1項の規定(第19条及び第26条において準用する場合を含む。)により無償貸付をした国有財産につき、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況報告書を作成し、翌年度7月31日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産無償貸付状況報告書に基づき、国有財産無償貸付状況総計算書を作成しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況総計算書を、第1項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度10月31日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第37条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、国有財産の無償貸付状況に関する説明書を添付する。

6 放送法(昭和25年法律第132号)(抄)**(目的)**

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(財務諸表の提出等)

第74条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

4 協会は、第1項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計検査院の検査)

第79条 協会の会計については、会計検査院が検査する。

7 国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)(抄)**(目的)**

第1条 この法律は、国税収納金整理資金を設置し、国税収納金等をこの資金に受け入れ、過誤納金の還付金等は、この資金から支払い、その支払った金額を除いた国税収納金等の額を国税収入その他の収入とすることによつて、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(帳簿及び報告書等)

第15条 国税収納命令官及び国税資金支払命令官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、かつ、報告書及び計算書を作成し、これを財務大臣又は会計検査院に送付しなければならない。

2 出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令で定めるところにより、資金に属する現金でその出納したものについて、国税収納命令官又は国税資金支払命令官に報告しなければならない。

(国税収納金整理資金受払計算書)

- 第16条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、国税収納金整理資金受払計算書(当該国税収納金整理資金受払計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。
- 2 内閣は、前項の国税収納金整理資金受払計算書を、翌年度の11月30日までに会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。
- 3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た国税収納金整理資金受払計算書を、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

8 決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、決算調整資金を設置し、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的とする。

(資金からの歳入組入れに関する調書)

- 第9条 財務大臣は、第7条第1項の規定により資金に属する現金を歳入に組み入れたときは、その調書を作成しなければならない。
- 2 内閣は、前項の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。
- 3 財務大臣は、前項の調書を会計検査院に送付しなければならない。

(資金に係る計算書)

- 第10条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金に属する現金の増減及び現在額の計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。
- 2 内閣は、財政法第39条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、前項の計算書を添付しなければならない。
- 3 内閣は、財政法第40条第1項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合には、第1項の計算書を添付しなければならない。

9 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、貨幣回収準備資金を設置し、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的とする。

(資金の増減及び現在額計算書)

- 第13条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減及び現在額の計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。
- 2 内閣は、財政法(昭和22年法律第34号)第39条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合にお

いては、前項の計算書を添付しなければならない。

- 3 内閣は、財政法第40条第1項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合には、第1項の計算書を添付しなければならない。

10 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)(抄)

(企業会計の慣行を参考とした書類)

第19条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

- 2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類の作成方法その他同項の書類に関し必要な事項は、政令で定める。

● 検査事務の分掌

会計検査院の各局を構成し、検査対象機関についての検査事務を担当する各検査課や上席調査官の事務分掌は、次表の各局各課事務分掌のとおりです。

各局各課事務分掌

(令和4年12月末現在)

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第1局	財務検査第1課	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府(他の課(上席調査官を含む。以下同じ。)の所掌に属する分を除く。)、財務省(他の課の所掌に属する分を除く。)、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人北方領土問題対策協会その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人(他の課の所掌に属する分を除く。)の検査に関する事務 国の会計経理に関する検査として行う財政状況に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務
	財務検査第2課	国有財産の検査の総括 人事院、内閣府の沖縄の振興及び開発に係る経理、公正取引委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、財務省理財局の所掌に属する国有財産、貨幣回収準備資金に係る経理、財務省の財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理(他の課の所掌に属する分を除く。)、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国民生活センター、公益財団法人塩事業センター及び日本たばこ産業株式会社の検査に関する事務
	司法検査課	裁判所、会計検査院、国家公安委員会、法務省、日本司法支援センター及び自動車安全運転センターの検査に関する事務
	総務検査課	内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省(他の課の所掌に属する分を除く。)、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務 検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務
	外務検査課	外務省、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金の検査に関する事務
	租税検査第1課	租税検査の総括 財務省大臣官房会計課の国税収納金整理資金に係る経理、財務省主税局及び関税局(他の課の所掌に属する分を除く。)、国税庁(他の課の所掌に属する分を除く。)、函館、東京、横浜各税関、独立行政法人酒類総合研究所並びに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の検査に関する事務
	租税検査第2課	名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本各国税局及び沖縄国税事務所並びに名古屋、大阪、神戸、門司、長崎各税関及び沖縄地区税関の検査に関する事務

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第2局	厚生労働検査第1課	内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省(他の課の所掌に属する分を除く。)、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務
	厚生労働検査第2課	厚生労働省労働基準局、職業安定局、雇用環境・均等局及び人材開発統括官、中央労働委員会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構の検査に関する事務
	厚生労働検査第3課	厚生労働省老健局及び保険局並びに全国健康保険協会の医療給付に係る経理の検査に関する事務
	厚生労働検査第4課	厚生労働省年金局、年金積立金管理運用独立行政法人、全国健康保険協会(他の課の所掌に属する分を除く。)及び日本年金機構の検査に関する事務
	上席調査官(医療機関担当)	厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬・生活衛生局(生活衛生及び食品安全に係る経理を除く。)、国立ハンセン病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務
	防衛検査第1課	防衛省(他の課の所掌に属する分を除き、財務省から委任された財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理を含む。)及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の検査に関する事務
	防衛検査第2課	海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の海上自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備庁の海上自衛隊関係の経理の検査に関する事務
	防衛検査第3課	航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の航空自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備庁の航空自衛隊関係の経理の検査に関する事務

局	課及び上席調査官	事 務 分 掌 事 項
第3局	国 土 交 通 検 査 課 第 1 課	国土交通省(他の課の所掌に属する分を除く。)、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人都市再生機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の検査に関する事務
	国 土 交 通 検 査 課 第 2 課	国土交通省港湾局及び航空局、航空保安大学校、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、横浜川崎国際港湾株式会社、中部国際空港株式会社並びに阪神国際港湾株式会社の検査に関する事務
	国 土 交 通 検 査 課 第 3 課	国土交通省水管理・国土保全局、独立行政法人水資源機構及び日本下水道事業団の検査に関する事務
	国 土 交 通 検 査 課 第 4 課	国土交通省都市局及び道路局並びに一般財団法人民間都市開発推進機構の検査に関する事務
	国 土 交 通 検 査 課 第 5 課	国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務
	環 境 検 査 課	環境省(他の課の所掌に属する分を除く。)、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び株式会社脱炭素化支援機構の検査に関する事務
	上 席 調 査 官 (道 路 担 当)	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の検査に関する事務

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第4局	文部科学検査 第1課	文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び放送大学学園の検査に関する事務
	文部科学検査 第2課	文部科学省高等教育局、科学技術・学術政策局及び研究振興局、日本学士院、科学技術・学術政策研究所、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人大学入試センター、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、国立大学法人法(平成15年法律第112号)別表第1に掲げる国立大学法人及び同法別表第2に掲げる大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構の検査に関する事務
	上席調査官 (文部科学担当)	文部科学省研究開発局、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の検査に関する事務
	農林水産検査 第1課	農林水産省(他の課の所掌に属する分を除く。)、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、株式会社農林漁業成長産業化支援機構及び独立行政法人農業者年金基金の検査に関する事務
	農林水産検査 第2課	農林水産省農村振興局の検査に関する事務
	農林水産検査 第3課	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び動物衛生課並びに畜産局、動物検疫所、動物医薬品検査所、水産庁、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構並びに独立行政法人農畜産業振興機構の検査に関する事務
	農林水産検査 第4課	農林水産省農林水産技術会議、林野庁、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の検査に関する事務

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第5局	情報通信検査課	デジタル庁、総務省国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局及びサイバーセキュリティ統括官、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務
	上席調査官 (情報通信・郵政担当)	日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、日本放送協会及び日本電信電話株式会社の検査に関する事務
	経済産業検査 第1課	経済産業省(他の課の所掌に属する分を除く。)、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社産業革新投資機構、株式会社海外需要開拓支援機構及び株式会社日本貿易保険の検査に関する事務
	経済産業検査 第2課	内閣府の原子力災害に関する事務に係る経理、経済産業省のエネルギー対策特別会計に係る経理、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び日本アルコール産業株式会社の検査に関する事務
	上席調査官 (融資機関担当)	沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策投資銀行、株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株式会社商工組合中央金庫の検査に関する事務
	特別検査課	国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による要請に係る国の会計経理に関する特定の事項その他の事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務
	上席調査官 (特別検査担当)	国会法第105条の規定による要請に係る国以外のものの会計経理に関する特定の事項その他の事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務

備 考

- 1 予算決算及び会計令第1条第3号に規定するセンター支出官の取り扱う経理の検査については、この表の定めにかかわらず、第1局財務検査第1課が分掌するものとする。
- 2 国土交通省又は内閣府が各省各庁から委任された官公庁施設の整備に係る経理(1に掲げるものを除く。)の検査については、この表の定めにかかわらず、第3局国土交通検査第1課が分掌するものとする。
- 3 検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第5局情報通信検査課が分掌するものとする。
- 4 会計検査院法第23条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号に規定する各会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、各その主管庁の検査を分掌している課が分掌し、同項第5号に規定する会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、それぞれ同号の国が出資しているものの検査を分掌している課が分掌する。ただし、共管その他分掌の不明なものについては、事務総長の定めるところによる。
- 5 2以上の課の事務分掌事項に係る検査のうち横断的な処理を要する事項として事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表及び3の定めにかかわらず、一時的に、事務総長が定める課が分掌するものとする。
- 6 国の会計経理の検査に関する事務を分掌している課(財務検査第1課を除く。)については、当該国の会計経理の検査に関し必要な範囲で、内閣の検査を行うことができる。
- 7 国以外のものの会計経理の検査に関する事務を分掌している課については、当該国以外のものの会計経理の検査に関し必要な範囲で、当該国以外のものの主管庁の検査を行うことができる。

《会計検査院への交通の御案内》



【最寄り駅】東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅
千代田線、日比谷線、丸ノ内線「霞ヶ関」駅
日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅

会計検査のあらまし —令和4年会計検査院年報—

令和5年3月3日発行

発行者 会計検査院事務総長官房総務課渉外広報室
東京都千代田区霞が関3-2-2
中央合同庁舎第7号館
TEL 03-3581-3251(代)

印刷所 株式会社アイネット
東京都中央区銀座7-16-21
TEL 03-3549-5600(代)

◆本書の内容につきましては、下記HPからも御覧頂けます。

▶<https://www.jbaudit.go.jp/pr/print/aramashi/>



◆御意見・御要望をEメールでも受け付けております。

▶aramashi@jbaudit.go.jpまでお寄せください。



- 本冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：板紙にリサイクルできます。
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、板紙へのリサイクルに適した材料[A及びBランク]を用いて作製しています。
- 本誌掲載の記事、写真、イラストを無断で複製及び転載することを禁じます。